

改善報告書

大学名称 京都精華大学 (大学評価実施年度 2022(令和4)年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学では、内部質保証体制に重大な不備があるとの是正勧告を受けたことから、評価結果受領直後からスピード感を持って改善および体制の整備を行い、現在では以下の通り全学的な内部質保証システムを有効に機能させることができています。

内部質保証や自己点検・評価の事務所管を法人部門から学長室グループに移管し、学長のリーダーシップのもとで内部質保証を進める体制とし、あわせてデータに基づく検証活動に向けて教学IR機能を事務分掌に明記している(資料 1-1)。学長室グループでは、アセスメントプランに基づくIR データを提供することで教育研究等の自己点検・評価活動の支援を行い、部局別自己点検・評価報告をとりまとめ、全学の自己点検・評価報告書を作成し公開している(資料 1-2)。

教育・研究組織(学部・研究科・機構等)の長により構成される学長直下の「教学運営会議」を教学マネジメント上の最高機関および内部質保証推進機関として位置づけ直し、自己点検評価から学長改善指示までの点検・改善活動を着実に実行できる体制を整備した。なお、「教学運営会議」は2024年度から「大学運営会議」へと名称を変更し、全学的な内部質保証を推進する責任を負い、「自己点検・評価」や「外部評価委員会」等による報告を基に全学の特色を把握し、改善を要する事項について審議・協議したうえで、学長改善指示としてまとめ、全学および各部局に指示を行っている(資料 1-3)(資料 1-4)。

内部質保証活動の体系的な整理を行い、PDCA サイクルのフローを理解・共有し易いよう可視化した体系図を作成した(資料 1-5)。また、内部質保証体制および各部門における役割分担を明確化するために「京都精華大学内部質保証規程」を制定した。これらの変更により、大学評価(認証評価)にて指摘されていた内部質保証に関わる組織の役割分担が明確に整理された。学長は、必要に応じて常務理事会および理事会と連携することが規程により定められており、法人部門との連携が円滑に進む体制を構築している。

これらの取り組みについては学内教職員に共有し、共通理解を得るよう努めたほか、大学ホームページで公開することにより、社会への説明責任も果たしている(資料 1-6)。

<根拠資料>

- 1-1 学校法人京都精華大学事務分掌規程
- 1-2 自己点検・評価報告書 2022年度版(2023年7月実施)
- 1-3 京都精華大学大学運営会議規程
- 1-4 大学運営会議 学長改善指示について
- 1-5 京都精華大学内部質保証規程・体系図
- 1-6 京都精華大学ホームページ

<https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/report/>

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言(全文)	<p>「実施委員会」及び「運営委員会」を中心とする内部質保証体制を構築し、そのもとで学部・研究科等の点検・評価を行っているが、その結果に基づく学部・研究科等に対する学長からの改善指示や「実施委員会」による支援等の実績がない。大学において、実質的に質保証の取り組みを担っているのは「教学運営会議」及び常務理事会であり、構成員が重複していることで常務理事会が「運営委員会」の役割を代わることもあるなど、内部質保証に関わる組織の役割分担が整理されておらず、内部質保証の体制に重大な不備があるといえる。内部質保証に関わる各組織の役割を整理し、内部質保証システムを有効に機能させるよう是正されたい。</p>
	大学評価時の状況	<p>本学では、自己点検・評価を理事長が総括し、その実施体制として、学長を委員長とする「運営委員会」を理事長のもとに設置していた。また、「運営委員会」のもとには、実務を担う組織として、教学担当常務理事(兼教学担当副学長)を委員長とする「実施委員会」を置いていた。</p> <p>ただし、内部質保証の推進体制は方針や規程、体系図として整備されていたものの、「教学運営会議」や「常務理事会」が改善・向上に関わる役割を担っていた。また「運営委員会」には理事長を除く常務理事会の構成員が含まれ、実質的には「常務理事会」がその役割を代行する場面も多かった。結果として、「運営委員会」「実施委員会」「教学運営会議」および「常務理事会」の機能や役割分担が整理されておらず、形式的な体制と実際の運用体制に乖離が見られた。</p> <p>2021 年度までは「改善実施要求」に該当する課題が発生せず、学長からの具体的な指示も出ていないため、結果として内部質保証体制が実質的に機能していたとはいいがたかった。</p> <p>実際の改善活動は、「教学運営会議」や「常務理事会」を中心に進められており、内部質保証に関わる機能もこれらの会議体が担っていた。そのため、内部質保証に関わる組織の役割を明確に整理し、学内の構成員が共通認識を持てるよう努めるとともに、実効性のある体制へと見直す必要があった。</p>
	大学評価後の改善状況	内部質保証体制に関する是正勧告を受け、学長をトップとした教学マネジメントによる教育の質保証を行う体制の構築を目的とし

		<p>て、2023 年 3 月の常務理事会において、教育・研究組織の長(学部長、研究科長、機構長等)で構成される学長直下の「教学運営会議」を全学的な内部質保証の責任主体とすることが承認された(資料 2-(1)-1-1)。それに伴い、2023 年 4 月より内部質保証や自己点検に関わる事務所管が学長室グループに移管された(資料 1-1)。</p> <p>新体制下で内部質保証における関連組織等の役割及び関連性が明確になるよう、質保証体系図の改定案が、2023 年 9 月の常務理事会にて学長から提案のうえ協議され(資料 2-(1)-1-2)、2023 年 10 月の教学運営会議にて内部質保証体制案として同体系図が提案され、承認された(資料 2-(1)-1-3)。</p> <p>2024 年度以降の学長による教学マネジメントの実質化を目的とし、教学運営会議を廃止し、全学的な教学方針の策定、点検、評価、改善策の審議を行う「大学運営会議」を設置することが 2023 年 12 月の教学運営会議および常務理事会にて承認された(資料 2-(1)-1-4)、(資料 2-(1)-1-5)。</p> <p>2024 年 3 月の常務理事会において、「京都精華大学内部質保証規程」が定められ、内部質保証方針、組織の役割および PDCA サイクル上の手続き等が明文化された(資料 2-(1)-1-6)。これらの体制変更により、「常務理事会」と「運営委員会」の構成員の重複が解消された(資料 2-(1)-1-7)。</p> <p>2024 年度より、大学運営会議では学長のリーダーシップのもと、年度初めに具体的な「内部質保証 PDCA スケジュール」を定め、全学的に「自己点検・評価項目」を実施している(資料 2-(1)-1-8)。また、その結果を「自己点検報告書」としてまとめている。</p> <p>これらの規程、自己点検報告書等は学内教職員に学内ポータル等を通じて共有され、さらにホームページにて広く公開している(資料 1-6)。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(1)-1-1 「2023 年度常務理事会 2023 年度自己点検評価活動における進め方」</p> <p>資料 2-(1)-1-2 「2023 年度常務理事会 内部質保証システム体系図改訂」</p> <p>資料 2-(1)-1-3 「2023 年度第 6 回教学運営会議 議事録」(2023 年 10 月 5 日開催)</p> <p>資料 2-(1)-1-4 「2023 年教学運営会議 教学運営会議規定改定」</p> <p>資料 2-(1)-1-5 「2023 年度常務理事会 教学運営会議関連規程改定」</p>

		資料 2-(1)-1-6 「2024 年度常務理事会 内部質保証関連規程の制定・改定・廃止について」 資料 2-(1)-1-7 「内部質保証体制と構成メンバー(新旧対称)」 資料 2-(1)-1-8 「2024 年度大学運営会議 内部質保証 PDCA スケジュールについて」
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に関する 評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言(全文)	芸術研究科博士前期課程、デザイン研究科修士課程、マンガ研究科博士前期課程及び人文学研究科修士課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定め、刊行物、ホームページ等であらかじめ学生に明示し、公表するよう是正されたい。
	大学評価時の状況	学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を『学修のてびき』に掲載し、学生に公表していた。しかし修士課程および博士前期課程では、2 年次以降の「学位審査のスケジュール」を示しており、また入学後のガイダンスにおいて2年間のスケジュールの概略を説明しているものの、詳しいスケジュールは明示しておらず、研究指導を行うスケジュールおよび体制の明示としては不十分であった。
	大学評価後の改善状況	教務部長、各研究科教務委員、教学グループ職員によって構成される「大学院カリキュラム検討会」において是正に向けた改善を進め、対応結果について2023年12月の教学運営会議にて報告された(資料2-(1)-2-1)。 それまで「学習のてびき」(旧「学修のてびき」)に掲載されていなかった修士課程及び博士前期課程の年次スケジュールについては、2023年度「学習のてびき」より掲載し、ホームページにも公開した(資料2-(1)-2-2)。 さらに2024年度以降の「学習のてびき」では、学位授与方針及び教育課程について「研究指導体制」の詳細や、「各種行事の評価・判定」方法について掲載し、ホームページにも公開している。(資料2-(1)-2-3)。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(1)-2-1 「2023 年度教学運営会資料 大学院に関する2022 年度認証評価結果への対応について」 資料 2-(1)-2-2 「2023 年度版『学習のてびき』(該当箇所抜粋)」

		資料 2-(1)-2-3 「2025 年度版『学習のてびき』(該当箇所抜粋)」 https://www.kyoto-seika.ac.jp/pdf/2025/tebiki.pdf
	< 大学基準協会使用欄 >	
	検討所見	
	改善状況に関する 評定	5 4 3 2 1

(2)改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言(全文)	<p>大学院における学習成果について、博士後期課程では学位論文、博士前期・修士課程では、修士論文・修士作品の審査により把握・評価するとしているが、芸術研究科博士後期課程、デザイン研究科修士課程、マンガ研究科博士前期課程・博士後期課程及び人文学研究科修士課程では、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭なため、改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>博士前期課程及び修士課程の審査基準に関しては、「修士論文の学位審査基準」及び「修士作品の学位審査基準」を定め、博士後期課程に関しては研究科ごとに、課程博士と論文博士の審査基準をそれぞれ定めていた。</p> <p>博士後期課程では学位論文、博士前期・修士課程では修士論文・修士作品の審査により学習成果を把握・評価するとしていたが、芸術研究科博士後期課程、デザイン研究科修士課程、マンガ研究科博士前期課程・博士後期課程及び人文学研究科修士課程では、発表会や学位授与方針に明示した学習成果と、それを評価するための測定方法との関連が不明確であり、芸術研究科博士前期課程でのみ、学位授与方針に基づくルーブリックを用いて、講評会、中間発表会及び学位審査において評価を行っていた。</p> <p>一方で、芸術研究科博士後期課程、デザイン研究科修士課程、マンガ研究科博士京都精華大学前期課程・博士後期課程及び人文学研究科修士課程では、発表会や学位授与方針に明示した学習成果と測定方法との関連性が不明瞭であったため、改善が必要であった。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭との提言については、教務部長、各研究科教務委員、教学グループ職員によって構成される「大学院カリキュラム検討会」において是正課題2と併せて改善を進め、対応結果について2023年12月の教学運営会議にて報告された。(資料2-(1)-1-1)</p> <p>全研究科の「卒業・修了制作・論文におけるルーブリック評価」を作成し、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を見直した。また、学位審査のみならず、研究科が定める講評会、中間発表会においても、ルーブリックを用いて評価を行うことで、学習成果と測定方法との関連性を明瞭にした。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の見直しについては、研究科委員会、</p>

		<p>教務委員会での検討を経て決定した(資料2-(2)-1-1)。</p> <p>ルーブリックは学位審査のみならず、研究科が定める講評会および中間発表会においても評価を行う上で用いることが「学習のてびき」に明記され、教育課程の実施方針がより明瞭なものになった(資料2-(1)-2-3)。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-1-1 「2023 年度第 9 回および第 10 回教務委員会議事録」
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に関する評価	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言(全文)	<p>2022 (令和4)年度において、芸術学部造形学科では過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.81 と低く、収容定員に対する在籍学生数比率も 0.84 と低いとため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>本学では、学部の入学定員の未充足や超過の状況を受けて、定員の見直し、学部の新設、改組を行ってきたが、2021(令和3)年度の時点で、学士課程全体および芸術学部造形学科には定員の未充足があり、学士課程全体では 2022(令和4)年に改善が見られたものの、芸術学部造形学科では過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が低い状態が継続しているため、芸術学部の定員管理を徹底する必要性が生じていた。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>定員管理を徹底するよう改善を求められた芸術学部造形学科の入学定員未充足については、大学評価結果を受領する以前から改善すべき課題として認識しており、2019年3月23日の常務理事会において2020年度の入学定員を240名から112名へ減少させることを承認した(資料2-(2)-2-1)。</p> <p>芸術学部造形学科はその後、入学者数が入学定員を上回るようになったため、2023年10月に常務理事会にて入学定員を増加させることとした(資料2-(2)-2-2)。</p> <p>2025年5月1日時点で、入学定員に対する平均比率は1.06に、収容定員充足率は1.11に改善した(資料2-(2)-2-3)。</p> <p>その後も、入学者数の増加のために、入試方式、奨学金、入学前教育など、学生募集に関する制度を「学生募集強化検討会」に</p>

	において総合的に検討した(資料 2-(2)-2-4)(資料 2-(2)-2-5)。
「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-2-1 「2019 年度常務理事会 2020 年度学則改定に関する件」 資料 2-(2)-2-2 「2024 年常務理事会 2025 年度各学部、学科の入学定員の変更の修正について」 資料 2-(2)-2-3 「2025 年度学生の受け入れ状況(様式 05 大学基礎データ表2)」 資料 2-(2)-2-4 「2024 年常務理事会資料 学生募集に向けた会議体の設置」 資料 2-(2)-2-5 「2024 年常務理事会 2026 年度学生募集強化検討会報告」
＜大学基準協会使用欄＞	
検討所見	
改善状況に関する 評価	5 4 3 2 1

